

令和2年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会
会長 木村 加代子

平成29年4月に公示されました特別支援学校学習指導要領等において、学びの連續性を重視した対応や一人一人の障害の特性に応じた指導上の配慮の充実、自立と社会参加に向けた生涯教育などがうたわれ、障害のある幼児・児童・生徒の持つ力がより伸長し、可能性が最大限に広がることに大きな期待を寄せております。共生社会の実現に向けて特別支援教育がさらに発展し、充実したものになりますよう、以下の事項につき要望いたします。

1. 合理的配慮の基礎となる環境の整備

①特別支援学校「施設整備指針」の見直し及び「学校設置基準」の策定

特別支援学校においては、多様な学習の場や障害種別に応じて柔軟な対応ができるような施設整備を行なっていただいているが、知的障害の児童生徒数増加に伴い、普通教室の分割、特別教室の普通教室への転用、大規模化した学校などの深刻な現状が続いています。日常の学習が適切な教育環境の中で行われるような施設整備の早急な見直しをお願いいたします。また、特別支援学校においても「学校設置基準」を策定し、教育の適正化、平等化を図ってください。

②教員の定数基準の緩和

教員の負担過多により、学校における働き方改革推進プランの取り組み、業務の効率化が必要だと思いますが、業務内容に比べ、教員不足が生じることが考えられます。教育内容のより一層の充実を図るためにも、定数基準の見直しを図り、教員数の増加をお願いいたします。

③個別の指導計画・個別の教育支援計画の継続的な活用

現在、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を受ける児童・生徒全員が作成することになっている「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を、学校の進級・進学時だけでなく、卒業後の福祉の現場における「個別の支援計画」に反映していただき、切れ目のない一貫した指導や必要な配慮がなされるよう、関係機関への周知をお願いいたします。

2. インクルーシブ教育システム構築のための条件整備

①人権教育における知的障害者理解の推進

知的障害や発達障害は、わかりにくい、目に見えにくい障害とも言われています。小・中学校及び高等学校の児童・生徒に対し、知的障害の正しい理解と障害者への深い思いやりが得られるよう、人権教育における知的障害の理解啓発授業を推進してください。

②交流及び共同学習の推進

障害のある子供も障害のない子供も、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となり、双方の豊かな心の成長につながっています。今後も、その時、その場限りの形式的なものではなく、その後の学校生活においても継続的かつ計画的な取り組みが行われていくことを望みます。

③特別支援教育コーディネーター専任配置

特別支援学校のセンター的機能として、地域の小・中学校及び高等学校へのきめ細かな支援と理解啓発を進めていくことは、学齢期だけでなく卒業後の地域のネットワークの構築に

つながり、コーディネーターの果たす役割は大変大きなものになっています。コーディネーターを専任化し、十分な役割を果たしていただけるよう財源措置をお願いいたします。

④地域と連携したキャリア教育の充実

卒業後の社会参加に向けて、幼・小・中学校教育の段階から、社会との関わりの中で生活していく力や自信、経験を積むことは、自己肯定感や自己有用感を育み、可能性を広げることにつながります。学校外の教育資源と連携・協力し、各発達段階に応じた交流や体験的な学習活動など、地域と連携したキャリア教育の推進をお願いします。

3. 学校と福祉機関の連携

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の分析をもとに、今後も全国的な取り組みとして、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすすみ、障害のある子どもたちに一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進してください。

4. 特別支援教育における教職員の専門性の向上

特別支援学校免許状の保有率が低くかつ増加していない自治体への改善に向け、都道府県教育委員会及び特別支援学校を設置する指定都市教育委員会に対して、今後も引き続き保有率向上の取り組みを促進してください。また、専門性をより高めるために、研修や実践的研究を実施し、特別支援教育体制を充実させてください。

5. 高等学校における通級による指導の更なる推進と周知

通級による指導が制度化され、高等学校段階において多様な学びの場が整備されました。今後、実施状況を検証し、課題に向けてさらに取り組みを進めてください。また、指導内容や研究内容を都道府県教育委員会や学校現場に周知し、対象の生徒たちがより利用しやすい環境を整えてください。

6. 障害者スポーツの振興体制の強化

2020年東京オリンピック・パラリンピック協議大会の開催に伴い、知的障害児・者スポーツ振興の推進に期待するとともに、開催以降も連続性のある取り組みとなるような体制整備をお願いいたします。

7. 特別支援教育の生涯学習の充実

卒業後においても、それぞれのライフステージにおいて、自立と社会参加に必要な力を維持・伸長し、自らの可能性を追求できる環境が整うことを望みます。夢や希望に向かい、豊かな生活を送ることができるよう、障害の程度に応じた具体的かつ多様な学習活動の実践・調査研究をすすめて、支援体制を充実させてください。

8. 大規模災害時における対応

①学校が避難所になった場合の運営

大規模災害時では、学校など公的機関に設置される避難所は地域の方だけでなく、帰宅困難者も受け入れることや、特別支援学校においては福祉避難所になることも想定されます。教職員の避難所運営の協力業務に対して必要な準備がなされ、いざという時に速やかに遂行されるよう、文部科学省初等中等教育局長通知文平成29年1月20日付「大規模災害時の

学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」のお知らせの内容を教職員、保護者に周知徹底されますようお願いいたします。

②事業継続計画の策定に向けて

大規模災害時において、学校における避難所運営が長期化する場合には、児童・生徒の心の平穏を回復・維持するためにも、自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、教育活動を再開して、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠です。学校と地域、さらには外部ボランティアとの日常的な連携・協力体制の構築とともに、モデル事業を実施・検証し、事業継続計画の策定を進める体制を整えてください。

令和2年度 厚生労働省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会
会長 木村 加代子

障害の有無に関係なく、社会の一員として相互に人格と個性を尊重し合いながら、充実した豊かな生活を送ることができる社会の実現を心から願っています。福祉、教育、医療、労働などの関係省庁、関係諸機関と連携をして、障害者の権利を実現できるよう、さらに施策を推進していただきたく、以下の事項につき要望いたします。

1. 相談支援事業の拡充等

(1) ノーマライゼーションの理念に沿って、障害があっても一人一人が自分らしく生きていく事が出来るよう、また、自立と社会参加に向けて地域で安心して生活できるよう、就労や日中活動へ通う障害者のグループホーム等の生活の場を確保してください。

(2) ライフステージに応じて一貫したサポートを行うために、保護者・教育関係者・福祉関係者・医療関係者をはじめとする支援者が連携し、一貫した支援を行うための「個別の支援計画」の活用の推進をお願いいたします。

(3) 知的障害者が地域で豊かに暮らしていくためには、相談支援体制の拡充が欠かせません。卒業後に充実した生活を送るために、学校と相談支援事業所が連携し、一貫した移行支援、計画相談がなされるようお願いいたします。また、相談支援のサービス報酬の改定がありましたが、相談支援専門員の配置基準や報酬が適切であるかの検証を継続し、引き続き人材と質の確保を図るようお願いいたします。

2. 卒業後の充実した生活と社会参加

(1) 学齢期に放課後等デイサービスを利用している児童・生徒は大変増えており、卒業後も同様の余暇活動の場を必要としています。現在、自治体によっては、青年・成人の障害者の活動を積極的に行なっているところもありますが、実施に関わる費用は、公的な財政支援が少ないために、利用者とその家族の大きな負担となっています。日中活動や就労の後に、さまざまな人との交流や余暇活動を行なう事業を法律として位置づけ、事業が継続的に成り立つよう予算措置をお願いします。

(2) 近年では、障害児・者の家族の就労や身体的・精神的負担による休息等により、各市町村で取り組まれている日中一時支援の利用の希望が増えており、日中一時支援の受け入れ可能な事業所及び利用数枠が不足している状態です。どの地域においても利用者のニーズに十分対応できるよう、地域生活支援事業の日中一時支援を任意事業ではなく、必須の事業として制度化してください。

(2) 学齢期からさまざまな経験を通して積み上げてきた学びや文化・芸術・スポーツを、日中活動系サービスの場においても引き続き取り組める機会が得られるよう、文部科学省生涯学習政策局の障害者学習支援室と連携して、障害者の生涯学習の取組を推進してください。

3. 就労への支援の充実

障害者雇用率が引き上げられ、障害者の雇用の場は広がっています。知的障害者の特性や強みを生かして、さまざまな仕事の分野、職種で活躍できるよう、知的障害者の雇用をさらに拡大させてください。また、ジョブコーチなどの専門的な支援の利用期間を状況に応じて柔軟に延長できるなど、就労後も継続して働くことができるような定着支援を充実させてください。

4. 放課後等デイサービス事業所の制度改正

平成30年度の報酬改定により、区分判定が導入されました。専門性や質の向上に繋がることが期待されましたが、区分判定の際に障害の程度が正しく判断されないことで混乱が生じています。例えば、事業所が手厚く質の高いサービスを行なうことで落ち着いて活動できている利用者の区分が、軽く（区分2）判定されてしまい、その結果、報酬減で熱心に取り組む事業所が廃業につながるケースが少なくありません。良心的な事業所までも減収にならないような区分判定の再検討をお願いします。

5. 学校と福祉機関の連携

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の分析をもとに、今後も全国的な取り組みとして、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすすみ、障害のある子供たちに一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進してください。

6. 外部専門家等の指導・支援の拡充

医療的ケアのための看護師、連携支援コーディネーター、外部専門家からの多面的な助言や気づきを通して、学校、家庭、さらには卒業後の就労先、福祉の現場においても可能性を最大限に伸長していくよう、人材確保と必要な配置に係る財源措置をお願いいたします。

7. 災害時の避難所について

大規模災害時の避難生活は、知的障害の子供たちにはさまざまな困難が生じ、保護者にとっても精神的に厳しい状況になります。「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の中でもうたわれているように、地方公共団体や関係機関の福祉避難所に対する理解が進み、確保・設置が推進され、災害時に配慮を要する子供たちへのよりよい対応が実現されますよう、貴省のお力添えをお願いいたします。